

亀山市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第13号

亀山市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の管理職手当に関する規則（平成17年亀山市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「副参事」の次に「（国、他の地方公共団体及び一部事務組合へ派遣される職員であつて、当該団体において管理又は監督の地位にある職員を除く。次号において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。